

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分等取消請求上告受理事  
件

国側当事者・厚木税務署長

平成22年4月16日受理

(第一審・横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年2月22日判決、本資料25  
6号-61・順号10321)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月27日判決、本資料25  
8号-74・順号10932)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

本件を上告審として受理する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

平成22年4月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美

## 当事者目録

申立人	厚木税務署長 奥倉 衛治
同指定代理人	須藤 典明ほか
相手方	甲
相手方	乙
相手方	丙
相手方	丁
上記4名訴訟代理人弁護士	菅野谷 純正